

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。（省略））である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履 歴 書

住 所 [Redacted]

滝 澤 令
[Redacted]

学 歴

1 平成 9年 3月 [Redacted]

職 歴

1 平成 9年 4月 [Redacted]

1 平成14年 3月 [Redacted]

1 平成15年 4月 [Redacted]

1 平成20年 3月 [Redacted]

1 平成20年 4月 [Redacted]

1 平成26年 3月 [Redacted]

1 平成26年 4月 [Redacted]

1 平成28年 3月 [Redacted]

1 平成28年 4月 [Redacted]

1 平成28年 5月 佐野市外部評価委員会 委員就任 現在に至る

1 平成28年 6月 佐野市行政改革懇談会 委員就任 現在に至る

1 平成30年 4月 [Redacted]

1 令和 元年 9月 [Redacted]

賞 罰

[Redacted]